

議案第 5 1 号

取手市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

取手市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成 2 4 年条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

産業競争力強化法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

取手市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成24年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) アに掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又はイ若しくはウに規定する計画に基づく求償権の放棄等に係るものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>産業競争力強化法第134条第2項</u>に規定する認定支援機関が同法第<u>135条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) アに掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又はイ若しくはウに規定する計画に基づく求償権の放棄等に係るものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>産業競争力強化法第127条第2項</u>に規定する認定支援機関が同法第<u>128条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。